

地方消費税(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から段階的に10%へ引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

◎ 令和4年度決算

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分) 635,235 千円

【歳出】社会保障施策に要する経費(一般財源) 3,290,340 千円

(歳出の内訳)

(単位:千円)

項 目	決算額	財 源 内 訳			
		国庫支出金	県支出金	その他 特定財源	一般財源
1 医 療	1,409,821	56,251	347,699	7,368	998,503
2 介護・高齢者福祉	906,141	31,118	16,813	719	857,491
3 子ども・子育て	2,293,148	919,436	335,118	103,117	935,477
4 障害者福祉	1,192,571	574,077	290,716	0	327,778
5 貧困・格差対策	497,904	360,918	10,719	0	126,267
6 その他	70,867	15,765	128	10,150	44,824
合 計	6,370,452	1,957,565	1,001,193	121,354	3,290,340